

### くらしの情報



小浜市役所  
〒917-8585 小浜市大手町6-3  
☎0770-53-1111(代)  
FAX 0770-53-0742(代)  
HP <https://www1.city.obama.fukui.jp/>

### お知らせ



#### 固定資産台帳の閲覧・縦覧

税務課 ☎64・60004

令和3年度固定資産課税台帳の閲覧・縦覧ができます(原則無料)。  
▼ところ 庁舎1階税務課窓口(大手町)  
▼必要書類 納税通知書、課税明細書、運転免許証など、納税者であることを確認できるもの

#### 【閲覧】

資産の所有者(納税義務者)は、固定資産課税台帳で、所有する土地や家屋、償却資産の評価額などを閲覧できます。借地人や借家人も、一定の条件を満たせば閲覧できます

▼期間 4月1日(㊦)～(通年)  
※平日のみ。5月6日(㊦)以降は有料。所有者以外が閲覧する場合は委任状が必要

#### 【縦覧】

納税者は、土地(家屋) 価格等縦

帳簿で、ほかの土地や家屋の評価額などを見ることができません

▼期間 4月1日(㊦)～30日(金)の平日  
**固定資産評価審査委員会への申し出**

審査委員事務局

固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に不服がある場合には、公示日(4月1日)から納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内に、固定資産評価審査委員会に申し出をすることができません。

▼問い合わせ 固定資産評価審査委員会 ☎64・60336 (市監査委員事務局内)

#### 農業集落排水処理施設使用料 人員割変動届の提出

上下水道課 ☎64・60229

農業集落排水処理施設の使用料は、人員数で変わります。家族の人員数に変更があった場合は、組合長または区長の承認印をもらい、早めに変動届を提出してください。

※出生と死亡については市で確認と訂正をしますが、住民票と集落排水の使用料が異なる場合は、別に変動届が必要です

※変動届は上下水道課、各組合長宅に設置、または市公式HPからダウンロード可能

### 募集



#### 市営住宅空き家入居申し込み

営繕課 ☎64・60226

▼申込期間 4月2日(金)～30日(金) ※期限厳守

▼抽選日 5月28日(金)10時

▼申込方法 営繕課に設置の申込書と同課へ提出

※対象住宅などの詳細は、問い合わせてください

#### 小浜海洋少年団 新団員

生涯学習スポーツ課 ☎64・60333

▼対象 小学生～高校生の男女

▼活動日時 月に1～2回、土曜日または日曜日

▼活動場所 西津公民館(北塩屋)、海ほか

▼活動内容 基本動作、体験航海、デイキャンプ、カヌー、磯釣り体験、灯台見学など

▼料金 随時、必要経費を集めます  
▼申し込み・問い合わせ 生涯学習スポーツ課まで



来所相談を随時実施する形に変更します。

※来所相談は要事前予約。詳しくは問い合わせてください

#### 60歳以上に温水プール助成券

市民福祉課 ☎64・6018

健康づくりや体力づくりのために、令和3年度分の若狭総合公園温水プール(北塩屋)の半額助成券(1カ月あたり4枚換算)を交付します。

▼対象 60歳以上の市民  
▼申し込み 身分証明書を持って4月1日(㊦)以降に市民福祉課へ

▼応募点数 2点まで

#### 【書道部門】

▼作品規格 縦240㍍×横90㍍以内、縦作品のみ。軸物は不可

▼応募点数 1点

#### 【小作品部門】

▼作品規格 10号以下の平面作品(色紙や絵はがきなど)、1辺20㍍角以下の立体作品

▼応募点数 2点まで

※額装、裱装、作品組み立ては応募者が行うこと。詳細は問い合わせください



### 健康・福祉



#### 「風しん」抗体検査の無料クーポンの有効期限を延長

健康管理センター ☎52・2222

市が令和元年6月に発行した、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とする風しん抗体検査の無料クーポンの期限を、令和4年2月末まで延長します。

### 道路走行時は 路面の破損にご注意ください

■問い合わせ 都市整備課 ☎64・6027

降雪期間中の除雪作業により、路面の状態が悪くなっていることがあります。

路面の穴や水たまりの周りに舗装塊が散らばっている場合は、路面が非常に悪い状態です(下写真)。

車両が損傷しないよう、通行の際は十分スピードを落とすよう心掛けてください。

また、このような損傷などを発見したときは、すぐに都市整備課までご連絡ください。



除雪作業などでもろくなり、損傷した道路



舗装がはがれ、水たまりと化した路面

#### Instagram を始めました

図書館のイベントや展示などの情報を発信していますので、ぜひご利用ください



▲ぜひフォローをお願いします

#### おばま児童文学会「風夢」のおはなし会

とき 4月24日(㊦)11時～



■問い合わせ 市立図書館(白鬚) ☎52・1042

#### おはなし会と作ってあそぼ!

とき 4月10日(㊦)11時～

テーマ ひとあしおさきに、こどもの日

内容 (1)おはなし 「いっしょにあそぼ!」「こどもの日はおさきわぎ!」  
(2)こうさく こいのぼりをつくってあそぼう!

#### 市立図書館 今月のイベント

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

## 人間ドックの受診に助成します

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6018

### 【対象】

受診日に30歳～74歳の国民健康保険加入者(国保税滞納世帯の人を除く)および後期高齢者医療制度加入者(保険料未納の人および前年度に助成を受けた人を除く)

### 【受診医療機関】

- ・杉田玄白記念公立小浜病院(大手町)
- ・福井県済生会病院(福井市)

【定員】1日ドック62人、脳ドック40人、併用(1日+脳)ドック27人

【申込期間】4月7日(水)～16日(金)

### 【申込方法】

被保険者証を持って、市民福祉課2番窓口へ(電話での申し込みは不可)  
 ※申し込みは1人1種類のドックのみ  
 ※申込者が多数の場合、抽選で決定  
 ※国保加入者は前年度に助成を受けていない人を優先  
 ※1日ドックまたは併用ドックの助成を受ける人は、特定健診・基本健診は受診できません

種類	杉田玄白記念公立小浜病院			福井県済生会病院		
	料金	自己負担額(4割)	助成額(6割)	料金	自己負担額(4割)	助成額(6割)
1日ドック(男)	45,100円	18,040円	27,060円	45,100円	18,040円	27,060円
1日ドック(女)	48,400円	19,360円	29,040円	48,400円	19,360円	29,040円
脳ドック(男女)	44,000円	17,600円	26,400円	49,500円	19,800円	29,700円
併用ドック(男)	84,700円	33,880円	50,820円	83,600円	33,440円	50,160円
併用ドック(女)	88,000円	35,200円	52,800円	86,900円	34,760円	52,140円

20歳以上の学生の皆さんへのお知らせ

## 国民年金保険料学生納付特例について

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6018

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、学生を含めて、すべて国民年金に加入しなければなりません(厚生年金加入中の人を除く)。ただし、学生は、「学生納付特例」の申請をして承認されれば、国民年金保険料の納付が猶予されます。学生納付特例の期間は受給資格期間に含まれますが、将来受け取る年金額には反映されません。10年以内に納付(追納)することで、老齢基礎年金額に反映されます。申請は年度ごとに必要です。

国民年金に未加入の人や、学生納付特例などの手続きをせず、保険料が未納のままの人は、万が一病気やけがなどで障がいが残った場合に、障害年金が受けられないことがあります。学生で、保険料を納めることが困難な人は、必ず申請をしてください。

### 【申請方法】

市民福祉課2番窓口へ、下記①②を持参の上、窓口へ備え付けの申請書を提出

#### ①必要書類

有効期限が確認できる学生証の両面コピーまたは、申請年度に発行された在学期間が確認できる在学証明書の原本

#### ②はんこ(認印)

※前年に仕事をしていて所得がある場合、離職票などが必要になることがあります

#### ○令和3年度も引き続き学生の場合

令和2年度に申請した場合も、あらためて申請が必要です。4月以降に申請をしてください。ただし、4月以降に日本年金機構から送付されるはがき形式の申請書を提出した場合には、あらためて市役所窓口へ申請する必要はありません。

## 「ココカラ元気教室」が始まります

地域包括支援センター ☎ 64・6015

令和3年度から、新たな介護予防教室が始まります。自粛生活が続く中、ついつい運動不足になりがちです。みんなで参加して、いつまでも元気に過ごしましょう。

▼対象者 65歳以上で、階段を昇り降りできる人

▼内容 社会参加、栄養、口腔、運動について学び、体を動かします。

### ▼対象地区および会場

前期(6月～10月/全9回)

- 【小浜地区】若狭ふれあいセンター(日吉) 【雲浜地区】交流ターミナルセンター(城内二丁目) 【西津地区】西津公民館(北塩屋)
  - 【遠敷地区】サン・サンホーム小浜(遠敷) 【今富地区】今富公民館(和久里) 【内外海地区】久須夜交流センター(阿納尻) 【加斗地区】加斗公民館(上加斗) 【中名田地区】中名田公民館(下田) 【宮川地区】旧宮川小学校(竹長)
- 後期(11月～3月)  
 小浜地区、雲浜地区、西津地区、遠敷地区、今富地区、口名田地区、国富地区、松永地区  
 ※後期の会場などは、広報おばま9月号でお知らせする予定です

## 家族介護者交流事業参加者募集

高齢・障がい者元氣支援課 ☎ 64・6014

市では、介護に関する悩みを共有し、相談や情報交換を行う交流事業の参加者を募集します。

▼対象 現在、在宅で要介護1～5の高齢者を常時介護している人や、以前にその経験がある高齢者

▼とき・ところ 申込者に別途通知 ※年4回実施

▼料金 無料(交通費一部負担あり)

▼申込期限 4月28日(水)

▼申し込み 地域包括支援センター(南川町)に設置の申込書を同センターに提出

## 胃カメラ検査

健康管理センター ☎ 52・2222

▼対象 50歳以上68歳以下で偶数年齢(令和4年3月31日時点)の人

▼定員 先着80人

▼料金 3000円

▼申し込み 4月26日(水)から健康管理センター(南川町)へ

※受診できる医療機関など、詳しくは問い合わせてください

## 障がい者福祉タクシーの乗車券を交付

高齢・障がい者元氣支援課 ☎ 64・6012

市では、障がいがある人の外出支援を目的に、福祉タクシーの初乗り料金の乗車券を交付します。希望者は申請してください。

▼対象 ①福祉タクシー⇨身体1級・2級(下肢・体幹・視覚のみ)、療育手帳Aランク、精神1級・2級

②リフトタクシー⇨身体1級・2級(下肢・体幹)のうち、常時車いすを使用する人  
 ※ただし、次の人は対象外  
 みずから自動車を所有し運転する人、自動車税・軽自動車税・自動車取得税のいずれかで減免を受けている人、他の福祉(リフト)タクシー乗車券の交付をすでに受けている人  
 ▼申し込み 障害者手帳と印鑑を持って高齢・障がい者元氣支援課まで

## 令和3年度 納税カレンダー

■問い合わせ 税務課 ☎ 64・6004

納期	納期限	税目/期別
4月	4月30日(金)	固定資産税・都市計画税 第1期
5月	5月31日(月)	軽自動車税(種別割) 全期
6月	6月30日(水)	市・県民税 第1期
7月	8月2日(月)	固定資産税・都市計画税 第2期 国民健康保険税 第1期
8月	8月31日(水)	市・県民税 第2期 国民健康保険税 第2期
9月	9月30日(金)	国民健康保険税 第3期
10月	11月1日(月)	市・県民税 第3期 国民健康保険税 第4期
11月	11月30日(水)	固定資産税・都市計画税 第3期 国民健康保険税 第5期
12月	12月28日(水)	国民健康保険税 第6期
1月	1月31日(月)	市・県民税 第4期 国民健康保険税 第7期
2月	2月28日(月)	固定資産税・都市計画税 第4期 国民健康保険税 第8期



## 狂犬病予防注射日程

●問い合わせ 環境衛生課 ☎ 64・6016

狂犬病の予防注射は狂犬病予防法に基づき、年1回義務づけられています。飼い主は必ず受けさせてください。

※今回、接種場所の大幅な見直しを行っています。ご注意ください

**対象** 生後91日以上の子犬（室内犬、老犬も含む）

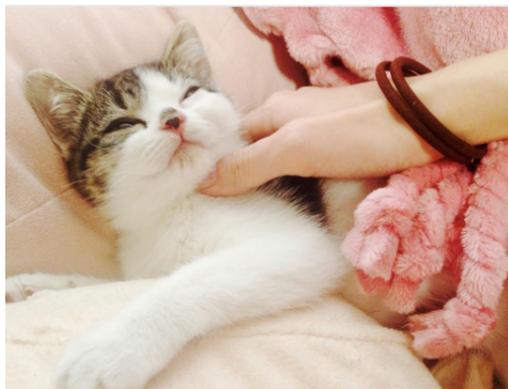
**料金** 2,750円（新規の場合は別途3,000円必要です）

お釣りがないようご協力をお願いします

**持ち物** 料金・案内はがき

5月10日⑩		5月14日⑤		5月18日④	
丸山ふれあい会館	9時20分～9時30分	旧駐在所（荒木）	9時00分～9時15分	旧釜工業組合（福谷）	9時00分～9時20分
奈胡公会堂	9時40分～9時50分	加斗駅	9時25分～9時35分	西津公民館	9時30分～10時00分
熊野ふれあい会館	10時00分～10時10分	谷田部住民センター	9時55分～10時10分	水取センター	10時10分～10時30分
次吉集会所	10時20分～10時30分	口名田公民館	10時20分～10時35分	中央公民館	10時40分～11時10分
慶林寺（栗田）	10時40分～10時50分	五十谷住民センター（中井）	10時45分～10時55分	青井第一公園	11時20分～11時30分
高塚集落センター	11時00分～11時10分	中名田児童館	11時15分～11時25分	若狭ふれあいセンター	13時15分～14時00分
太良庄公会堂	11時20分～11時30分	中名田公民館	11時35分～11時45分	本保生活改善センター	14時30分～14時40分
内外海保育園	13時30分～13時50分	今富公民館	13時15分～13時50分	大谷ふれあい会館	14時50分～15時00分
堅海公会堂	14時05分～14時20分	野代ふれあい会館	14時00分～14時10分	新保ふれあい会館	15時10分～15時20分
常福寺（西小川）	14時35分～14時40分	神宮寺仁王門	14時25分～14時35分	松永公民館	15時40分～15時50分
蓮性寺（阿納）	14時55分～15時05分	遠敷公民館	14時45分～14時55分	5月23日⑩	
漁協田島支所	15時30分～15時50分	遠敷児童センター	15時05分～15時20分	小浜市役所	9時00分～12時00分

※犬の保定は飼い主にさせていただきます。注射は動物病院でも受けられます（料金は各病院まで）



## みんなで守ろう！ペットマナー

●保護などの相談・問い合わせ

県動物愛護センター（嶺南支所） ☎ 0770・22・3747  
市環境衛生課 ☎ 64・6016

犬や猫などのペットは、私たちの心や生活に安らぎを与えてくれる一方で、ふんの後始末や放し飼いなどのトラブルも多く発生しています。

動物を飼うときは、マナーを守り、人もペットも幸せに暮らせるまちにしましょう。

### 猫は家の中で飼いましょう

けんかによる傷、病気、迷子や交通事故を防ぐため、飼い猫は家の中で飼いましょう。

### 最後まで責任を持って飼いましょう

飼い主には、動物を一生養う責任があります。愛情と責任を持って飼いましょう。

### 迷子札をつけましょう

迷子になったときのために、連絡先などを書いた「迷子札」をつけましょう。

### ふんの後始末をしてください

散歩中のペットのふんの後始末は飼い主の義務です。放置せず必ず後始末をしてください。

### 放し飼いはやめましょう

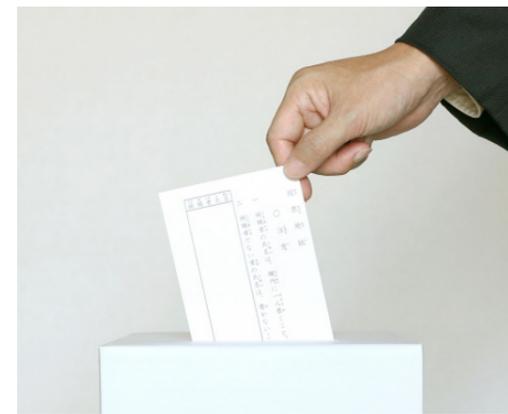
犬は、つないで飼うことが義務づけられています。放し飼いはやめましょう。

### 無責任な餌やりは慎みましょう

野良猫などへの餌やりは、異臭や住居侵入などのトラブルにつながります。餌付けは慎みましょう。

ペットを捨てるのは犯罪です！

犬や猫などの動物を捨てた人は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が課されます。捨てられたペットは、交通事故に遭ったり、住居を荒らすなど、近隣住民にも被害が及びます。また、野外に放つことで、自然環境の破壊にもつながります。



## 令和3年度から 投票区を見直します

●問い合わせ 選挙管理委員会（総務課） ☎ 64・6002

市では、平成11年から18投票区を設置していましたが、人口減少による有権者数の減少や期日前投票制度の浸透による期日前投票者数の増加に伴い、有権者の利便性の向上や効率的な選挙の管理運営を行うため投票区を見直し、18投票区から14投票区に再編しました。

令和3年4月1日以降に公示または告示される選挙から、新しい14投票区で行います。

### 見直し後の投票所と投票区域

見直し前（18投票区）		見直し後（14投票区）		投票区域
投票区	投票所	投票区	投票所	
1	小浜市役所	1	小浜市役所	清滝、津島、多賀、鈴鹿、塩竈、生玉、玉前、広峰、酒井、駅前町、川崎、今宮、南川町、後瀬町、大手町、四谷町
2	若狭ふれあいセンター	2	若狭ふれあいセンター	白鬚、竜田、住吉、神田、大宮、男山、日吉、鹿島、白鳥、浅間、大原、香取、飛鳥、貴船、青井
3	小浜市交流ターミナルセンター	3	小浜市交流ターミナルセンター	上竹原、関、一番町、千種一丁目、千種二丁目、城内一丁目、城内二丁目、雲浜一丁目、雲浜二丁目、山手一丁目、山手二丁目、山手三丁目、水取一・二丁目、水取三・四丁目
4	西津公民館	4	西津公民館	堀屋敷、板屋町、小湊、大湊、北塩屋、西長町、北長町、福谷、新小松原、下竹原、小松原川東、小松原川西、学園町
5	小浜市久須夜交流センター	5	小浜市久須夜交流センター	甲ヶ崎、阿納尻、加尾、西小川、宇久、若狭、仏谷、阿納、犬熊、志積、矢代、堅海、泊
6	堅海児童センター			
7	旧田島保育園	6	旧田島保育園	田島
8	国富保育園	7	国富保育園	丸山、羽賀、奈胡、熊野、次吉、栗田、高塚、太良庄、江古川、北川
9	宮川公民館	8	宮川公民館	大戸、竹長、本保、大谷、新保、加茂
10	松永公民館	9	松永公民館	東市場、太興寺、平野、上野、四分一、三分一、門前、池河内
11	遠敷児童センター	10	小浜市総合福祉センター	検見坂、池田、市場、島、中村、国分、金屋、竜前、神宮寺、忠野、中の宮、遠敷一・二丁目、遠敷三・四丁目、遠敷五丁目、遠敷六丁目、遠敷七・八丁目、遠敷九・十丁目、下根来、上根来・中ノ畑
12	下根来生活改善センター			
13	今富公民館	11	今富公民館	府中、和久里、木崎、多田、生守、野代、尾崎、湯岡、伏原、生守団地
14	口名田保育園	12	口名田保育園	東相生、西相生、上中井、下中井、滝谷、口田縄、奥田縄、新滝、須縄、谷田部
15	中名田小学校	13	中名田保育園	小屋、上田、下田、和多田、深野、深谷
16	小浜市ふるさと文化財の森センター			
17	東勢ふれあい会館	14	加斗小学校	東勢、西勢、荒木、黒駒、法海、下加斗、上加斗、岡津、鯉川
18	加斗小学校			

### 投票区の見直し基準について

見直しは、以下の基準によって実施します。

- ①各地区1投票所を基本とする
- ②各投票所の最大有権者数は約4,000人とする
- ③有権者数および投票所までの距離などを考慮し、1地区に投票所を2カ所設置する場合があります

### ポスター掲示場の設置場所の見直しについて

投票区の見直しにより、公職選挙法施行令第111条に規定するポスター掲示場の総数が、112カ所（見直し前141カ所）となるため、ポスター掲示場の設置場所を見直します。

### 「移動期日前投票所」の試験導入について

投票区に合わせて、投票環境の見直しのため、「移動期日前投票所」を試験的に導入します。

「移動期日前投票所」とは、自動車の車内に投票箱や記載台を設置して、事前に定められた場所を巡回し、車内で投票することができる投票所です。

今後は、今回の投票区の見直しによって、投票所までの距離が遠くなる集落の一部などにおいて、試験的に移動期日前投票所を開設し、交通弱者や若年層が投票しやすい環境の整備について検証を行います。



## 小浜の美しい海を守るために ～海岸漂着物について～

■問い合わせ 環境衛生課 ☎ 64・6016

小浜市が面する若狭湾は、美しい景観や豊富な水産資源に恵まれ、私たちは、海から多くの恩恵を受けています。

その豊かな海において、近年、海岸に漂着する大量のごみ（海岸漂着物）が、大きな問題となっています。

### 何が問題なの ～さまざまな影響が生じています～

世界全体で年間数百万トンのプラスチックごみが流出していると推計されており、深刻な環境汚染が生じています。

#### ①生活環境への影響

沿岸に大量のごみが漂着する、周辺に飛散する、危険物が散乱するなどといった、生活環境の悪化

#### ②観光・漁業への影響

海岸が利用できなくなる、景観が損なわれる、水産物にごみが混入する、網やいけすが破れるなどといった被害

#### ③生態系への影響

生き物が、ごみを誤って食べたり、ひもなどが絡まったりすることで、傷ついたり死んだりする、生態系への悪影響

### 「海岸漂着物」ってなに

#### ①どんなものがあるの

- ・多くがプラスチック類です  
生活から出るごみでは、ペットボトルや食品の包装、容器、発泡スチロールなどが、漁業資材では、漁網やロープ、ブイなどがあります
- ・その他に、金物や自然由来のものなどがあります

#### ②どこからやってくるの

- ・海洋プラスチックごみの約8割が、陸から流出したものだと言われています
- ・ポイ捨てなどの不法投棄や管理が不十分なごみが、街から川、川から海に流れ着いています



▲海岸に流れ着いたプラごみ

### 私たちにできること ～沿岸地域だけの問題ではありません！～

陸から海に流れ出る「海岸漂着物」は、沿岸地域だけの問題ではありません。私たちの暮らしや美しい自然、生態系を守るため、皆で取り組みましょう。

#### ①ごみのポイ捨ては絶対にしない

自分で出したごみはきちんと持ち帰り、適切に処理しましょう。不法投棄は絶対しないでください

#### ②ごみの量を削減する（3Rに取り組み）

排出物を減らすリデュース、再利用するリユース、再資源化するリサイクルに取り組みましょう（右記参照）

#### ③清掃活動に参加する

市や地域が実施する清掃活動に積極的に参加しましょう

### 3Rに取り組み！



- リデュース** …物を大切に使い、ごみを減らす
- ・使い捨て商品を使用しない
  - ・料理の食べ残しをしない
  - ・必要のない包装は断る など



- リユース** …使える物は、繰り返し使う
- ・壊れた物は修理して長期間使う
  - ・詰め替えできる製品を選ぶ
  - ・使える物は必要な人に譲る など



- リサイクル** …廃棄物を原材料などとして再利用する
- ・資源ごみの分別回収を徹底する
  - ・リサイクル製品を積極的に利用する など

### TOPICS マイクロプラスチック問題について



「マイクロプラスチック」とは、5 $\mu$ m以下の小さなプラスチック粒子のこと。海に流れ出たプラスチック製品が、紫外線や波などによって細かく碎かれることで発生します。

完全に自然分解されることがないため、目に見えないサイズになっても、半永久的に海に残り続けます。魚などの海の生き物が、えさと間違えて食べてしまうことが問題になっているほか、食物連鎖により、人の健康にまで影響が生じることが心配されています。



福井県人材確保支援センター

## 「ミニジョブステーション小浜」をご利用ください

■問い合わせ ミニジョブステーション小浜 ☎ 52・3542

### 専門家が無料で相談に応じます

「ミニジョブステーション小浜」では、就職や仕事のさまざまな悩み、不安を解決しながら、就職までの道のりをサポートします。

就職活動中の学生から求職中の人まで、専門のアドバイザーが、働き方に悩みを持つ皆さんの相談を無料で受け付けます。

- 【対象】おおむね49歳まで  
【とき】水曜日～土曜日（9時～17時）  
※祝日は休み  
【ところ】働く婦人の家1階（大手町）

- ①仕事や職場の悩みなど、個別に話を伺いながら、一緒に問題点を整理します
- ②適職診断や自己分析を行いながら、自身の魅力や適した仕事を把握できます
- ③パソコンで求人情報を確認し、希望に合った企業を確認します
- ④履歴書などの応募書類の書き方や、面接の練習など就職活動の対策を支援します
- ⑤求職者の家族の相談にも対応し、家庭でできる支援などについて助言します
- ⑥求職者登録をした人は、希望に応じて、企業からのスカウト制度も利用できます

## 集落活性化支援事業を活用して備品などを整備しました

■問い合わせ 市民協働課 ☎ 64・6009

市では、小浜市集落活性化計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、市とまちづくり協議会が、①地域活動の担い手の育成②小規模・高齢化集落の機能維持③地域の実情に応じた集落活性化策の実施を

目指した取り組みを進めています。

令和2年度は、4地区のまちづくり協議会が、福井県集落活性化支援事業補助金を活用して、備品の整備などを行いました。

#### 【雲浜地区】

地区の自主防災組織を中心とした防災・防犯活動のための備品と、地区民の健康増進・コミュニティの活性化のためのスティックリング用品を整備しました。



【写真】  
防災活動に使用する  
テントなどを整備

#### 【内外海地区】

地区民の健康増進を図るためのスティックリング用具と、地区の防災活動のための炊き出し備品などを整備しました。

#### 【国富地区】

コウノトリが定住できる環境整備のための巣塔や、地区の活動拠点である公民館や旧小学校などの周辺環境整備のための除雪機などを整備しました。

#### 【中名田地区】

地区のにぎわい創出を目的とした特産品販売のための冷蔵庫や、小中学生の通学路などの除雪のための除雪機などを整備しました。